

# 令和8年度茨木市広報誌広告掲載業務仕様書

## 1 広告媒体の概要

名 称	茨木市広報誌（広報いばらき）
規 格	A4判、44ページ（令和7年度平均）
発行部数	140,900部（令和8年3月号実績）
発行日	毎月1日発行
配付期間	発行前月末5日間程度
配布対象	市内全戸・全事業所、市内公共施設、鉄道駅等
配布方法	宅配業者による戸別配布
所管課	企画財政部まち魅力発信課

## 2 掲載可能な広告

掲 載 号	① 令和8年6月号、7月号、9月号、10月号、12月号、令和9年3月号、4月号 ② 令和8年6月号～令和9年5月号
掲載位置	① 広報誌中面最終ページ（いばらき日記等の左側ページ） ② 広報誌裏表紙下部（上部には市からのお知らせ記載）
サイ ズ	① 縦297mm、横210mm（A4紙面全面広告※上下左右それぞれ15mmの余白を設けること） ② 縦74mm、横210mm（A4紙面下部約1/4広告※上は6mm、下左右はそれぞれ15mmの余白を設けること）
枠 数	① 1枠、2枠又は3枠。 2枠の場合、分割は横・直線で2分の1単位又は3分の1単位で行ってください（別紙①参照）。 3枠の場合、分割は横・直線で3分の1単位で行ってください（別紙②参照）。 文字量は1ページのうち1/2以下程度とします。また、広告が複数枠になる場合は、広告間の距離を6mm離すこととします。 ② 1枠又は2枠 2枠の場合、分割は縦・直線で2分の1単位で行ってください（別紙③参照）。 広告が2枠になる場合は、広告間の距離を6mm離すこととします。
色 数	フルカラー
掲載の範囲	(1) 茨木市広告事業実施要綱第3各号及び茨木市広告掲載基準に抵触する広告は掲載できません。 (2) ②について、同一事業者による広告の掲載は、3か月に1度まで（掲載月の翌月・翌々月は掲載不可）とします。 (3) 同月号に対し、①と②に同一事業者の広告は掲載できません。
広告見本等提出締切	各号の発行日が属する月の前々月の5日まで（土・日曜日、祝日の場合は直前の開庁日）。 ①の広告掲載希望者が複数になる場合は、1ページにまとめた広告見本を提出してください。
広告見本等提出方法	提出された広告掲載希望者及び広告見本は、広告掲載審査を行い、広告内容等に問題などがあれば審査結果を通知する前に修正を求めることがあります。その場合は、受託者において広告掲載希望者に連絡・調整し、指摘箇所の修正・問題事項の速やかな対応を行った上で、別途市が指示する期限までに広告見本等の必要書類を提出してください。 審査での承認を得た後は、出力見本を添えて、電子データで提出してください（データ形式等は別途相談）。
備 考	(1) 茨木市広告事業実施要綱、茨木市広告掲載基準、茨木市広報誌広告掲載取扱い運用基準及び茨木市広報誌広告掲載取扱い業者募集要項を遵守してください。 (2) 広告掲載料には制作費（版下・デザイン）は含んでいません。 (3) 広告内の左上部に縦5mm×横10mmの枠囲みで「広告」の表記を行い、広告掲載面の枠外下部に「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、広告の内容を茨木市が推奨するという趣旨ではありません。」との文言を14Q以上の大きさと明記してください。 (4) データおよび貸与品等は、別途指示するものを除き、契約終了時まで受託者が善良な管理者の注意義務をもって保管してください。データおよび貸与品の処分方法は、別途指示します。

その他、データ及び貸与品等の保護・管理体制については、万全の措置を講じてください。

- (5) 受託者は、業務の遂行にあたり、茨木市への信頼や茨木市広報誌の品位を損なうことのないよう、細心の注意をはらってください。
- (6) 広報誌を切り取って、応募券や割引券として使えるような広告は禁止します。
- (7) 市ホームページ上に掲載する「PDF版 広報いばらき」、その他事業所の提供する電子ブックアプリ等には、広告は掲載しません。
- (8) 各掲載号が発行されるまでの間に生じた広告に関する修正・不備等は、受託者が責任を持って対応するものとします。
- (9) この仕様書に明記されていない細部の事項については、茨木市の指示に従うものとします。
- (10) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとします。
- (11) 別添「情報セキュリティに関する特記仕様書」に記載する項目を順守すること。

広告

↓ 2分の1単位の分割線

広告

広告

↓ 3分の1単位の分割線

広告

↓ 3分の1単位の分割線

広告

市からのお知らせ

広告

広告